

平成 30 年度第 2 回富山県手話施策推進協議会の主な意見

日 時：平成 30 年 11 月 15 日（木） 午後 3 時～午後 4 時 30 分

場 所：富山県民会館 508 号室

○第 4 次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について

- ・それぞれの施策について、障害者の視点や費用等について考慮しながら、優先順位を付けて取り組んだ方がより高い効果が期待できるのではないかと。
- ・第 4 条（県の責務）に関して、「手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の推進に努める。」とあるが、言語としての手話の側面がより強調されるよう、「手話」という表記を「手話言語」もしくは「言語としての手話」に変更していただきたい。
- ・第 8 条（相談及び意思疎通の支援体制の整備）に関して、「手話通訳者を設置し、手話による情報発信を行います。」とあるが、これは第 9 条第 1 項（手話による情報発信等）に関する施策として盛り込むべきでないかと。
- ・ヒアリングループ（磁気ループ）についても盛り込んでどうか。
- ・第 9 条 2 項（災害時等への対応）に関して、防災に関する知識や対策についての情報を手話で発信するといった点についても盛り込んでいただきたい。
- ・第 11 条（手話通訳者の確保、養成等）に関して、「手話通訳者が安心して働き続けられる環境の整備に関して研究」とあるが、健康問題など具体的でわかりやすい表記にしていきたい。
- ・第 12 条（事業者への支援）に関して、事業所で働こう者への支援という視点も計画に盛り込んでいただきたい。
- ・合理的な配慮を行わない事業者に対しても働きかけをしていく必要があるのではないかと。
- ・第 14 条（学校における手話の普及）に関して、子どもの時から手話を学ぶことが重要であるため、保育所、小学校、中学校といったように、もう少し具体的に記載するとともに、いくつかの項目に分けることを検討していただきたい。

○その他

- 県の専任手話通訳者について、県の職員として採用することを検討していただきたい。
- 遠隔手話通訳サービスについて、県に設置した手話通訳者だけでは対応が困難と考えるので、聴覚障害者協会と連携して取り組んでいった方がよいのではないか。
- 日頃から地域で聴覚障害のある方について把握し、災害時だけでなく、緊急時においても支援できるような体制づくりについて検討していただきたい。
- 情報・コミュニケーションに関する条例についても議論していく必要があるのではないか。